附則第六条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第七条第一項	法第九十五条に	なお効力を有する改正前地共済法第九十五条に
	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
附則第七条第二項	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第七条第三項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
	「組合員期間	「旧地共済施行日前期間
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
附則第八条第一項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
附則第八条第一項第二号	支給する法	支給するなお効力を有する改正前地共済法
	公務等による遺族共済年金の法	公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法
附則第八条第一項	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第八条第三項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
附則第九条第一項	法第九十九条の二第三項	なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項
	公務等による遺族共済年金の法	公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法
附則第九条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第九条第三項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
	「組合員期間	「旧地共済施行日前期間
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用）

第十三条　改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、第六十八条第四項及び第七項から第十項まで、第百十七条から第百二十一条まで並びに別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	
改正後地共済法第六十八条第四項	同じ	同じ。）及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十三条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）
改正後地共済法第六十八条第四項ただし書	金（当該障害厚生年金	及び旧職域加算障害給付の額（当該障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
	障害厚生年金の額	障害厚生年金の額及び当該旧職域加算障害給付の額
	障害厚生年金の支給	障害厚生年金及び当該旧職域加算障害給付の支給
改正後地共済法第六十八条第七項	前三項	第四項
	第四項	同項
	若しくは	、旧職域加算障害給付又は
	、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付	の支給状況につき、これらの年金である給付
改正後地共済法第百十七条第一項	及び退職等年金給付	、退職等年金給付及び平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額
	徴収金	徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金
平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項	）	）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等